

新潟市食文化創造都市推進会議規約

1. 名称

本会議は、新潟市食文化創造都市推進会議（以下「本会議」という。）と称する。

2. 目的

新潟市の大きな魅力である「食」や「食文化」を地域固有の財産としてさらに磨き上げ、国内外へ発信するとともに、交流や地域産業等への発展につなげることを狙いに、市民や企業、団体が連携し取り組む機運醸成と活動促進を目的とする。

3. 活動内容

本会議は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 食文化に関連する海外を含む諸団体等との交流や食文化等の情報発信
- (2) 個人や諸団体などの事業ネットワークの構築並びに創造的な食の魅力の発掘
- (3) その他食文化による創造都市の推進

4. 会員

本会議は、下記の参加手続きに基づく参加登録を行った団体、企業、個人を会員とする。

5. 参加手続き

(1) 参加要件

- ① 2. の目的を目指して新潟市の食文化活動に取り組む企業、団体、個人であること。
- ② 会員として団体名、企業名、個人名が公表されることを了承すること。

(2) 登録及び退会

本会議への参加を希望する者は、「参加申込書」を本会議事務局（以下、事務局）に提出することにより登録できる。また、退会する場合は、「退会届出書」を事務局に提出することにより随時退会することができる。

(3) 登録の取り消し

事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことができる。

- ① 本会議の趣旨及び目的に、明らかに反するような行為をしたと認められる場合
- ② 虚偽の情報の提供や、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合
- ③ 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合

6. 執行体制

本会議の業務執行体制として、推進委員会議、ワーキンググループ、事務局を設置する。

(1) 推進委員会議

- ① 市の食や食文化などに深い見識を持つ食文化創造都市推進委員（以下、推進委員）で構成し、必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。
- ② 推進委員は食と花の世界フォーラム組織委員会会長が委嘱し、任期2年とする。
- ③ 推進委員の中から互選で推進会議に議長1名とこれを補佐する副議長1名を置くものとする。推進委員会議は当該議長が招集し開催するものとする。なお、議長がやむを得ず欠席の場合は、副議長が代わって務めるものとする。
- ④ 推進委員会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- ⑤ 推進委員は、本会議の目的達成のため、本会議の事業計画作成に関与し、運営の総合調整を行うとともに、いろいろな機会を通じ、食文化創造の取組みを内外に発信する役割を担う。

(2) ワーキンググループ

- ①異業種の会員が連携して組織し、食文化創造の取り組みを実施し、本会議へ報告する。
- ②異業種関係者の連携による創造的な取組を促進するため、異業種交流会・セミナーなどを企画する。

(3) 事務局

- ①本会議への会員登録の促進を図る。
- ②本会議のホームページで食文化に関する取り組みを紹介する等、情報発信する。
- ③会員から事業提案を募集し、本会議の目的達成に効果があると認められる事業を支援する。
- ④会員が企画する異業種交流会・セミナーなどの開催を支援する。

7. 個人情報の取り扱い

事務局及び会員は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）およびこれに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を取り扱うものとする。

8. 規約の改正

本規約は、推進委員及び事務局が協議の上、必要に応じて改正することができる。

9. 附則

本規約は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。